

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 25. 10. 31 第 185 回国会第 4 号

10 月 31 日（木）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案(内閣提出、第 183 回国会閣法第 60 号)

- ・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、岡田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・郡和子君外 11 名（自民、民主、公明）提出の修正案について、提出者郡和子君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・三谷英弘君（みんな）提出の修正案について、提出者三谷英弘君（みんな）から趣旨説明を聴取しました。
- ・穀田恵二君（共産）提出の修正案について、提出者穀田恵二君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
- ・穀田恵二君（共産）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
(賛成－共産、反対－自民、民主、維新、公明、みんな、生活)
- ・三谷英弘君（みんな）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
(賛成－みんな、反対－自民、民主、維新、公明、共産、生活)
- ・郡和子君外 11 名（自民、民主、公明）提出の修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
(賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活)
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
(賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活)

(質疑者及び主な質疑内容)

大 西 健 介 君 (民主)

- ・経済界の、本制度は、企業活動を委縮させ、賃金上昇の足かせの要因となり、消費者にとっても不利益であるとの懸念の声について、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・被告の事業者が情報開示命令に従わないときは 30 万円以下の過料を徴収されるが、この程度の金額であれば払ってでも情報提供に応じないこともあり得ると考えるが、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・最近、相次いでいる阪急阪神ホテルズなどの食材偽装問題は、本制度による訴訟の対象となり得るか。また、このような問題に対し、再発防止に向けた消費者庁の取組について、森国務大臣に伺いたい。

郡 和 子 君 (民主)

- ・特定適格消費者団体の監督指針や、報酬費用基準に係るガイドラインの具体的な内容、策定の枠組み、また、策定に当たっての消費者委員会の関与の在り方について、検討の状況を伺いたい。
- ・特定適格消費者団体に対する被害回復関係業務の遂行に必要な資金の確保に関する具体的な方策と支援の在り方

について、伺いたい。

- ・特定適格消費者団体に対する情報支援の具体的な在り方、また、特定適格消費者団体が、適宜適切な情報収集を行うため、P I O - N E T 端末を利用できるようになる時期について、伺いたい。

河 野 正 美 君 (維新)

- ・この法案の立案から国会への提出に至るまでに、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項に規定する 3 年の期間を超えるなど、相当の期間を要した理由、また、最終段階で施行期日を 1 年延長する等の修正を行った理由について、具体的に伺いたい。
- ・本年 3 月 25 日付の経済 7 団体による「日本における集団訴訟制度に関する緊急提言」など、産業界からの本制度への懸念に対する森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・特定適格消費者団体による仮差押えに際して基金等を活用した財政支援等の必要性、また、二段階目の手続における通知・公告の費用を事業者側の負担とすることについて、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・この法律が、消費者被害の救済を騙る団体によって、新卒の詐欺事件に利用されないよう工夫する必要性について、伺いたい。

て、消費者庁及び警察庁の見解を伺いたい。

椎 名 毅君 (みんな)

- ・昨今の食品偽装問題に関連し、消費者が気付いていない、あるいは気付いていても放置している同種の事案を、特定適格消費者団体がわざわざ掘り起こして提訴すれば、それは濫訴につながると考えるが、いかがか。
- ・附則第2条について、本法施行前に締結された消費者契約に関し、施行後に不法行為に基づく加害行為があった場合、損害賠償請求が可能であるとの理解でよいか。また、同規定が見直される可能性はあるのか。
- ・製造事業者がテレビ等により自社製品の広告を行う行為及び自社製品を薦めるよう小売店に依頼する営業活動は、第3条第2項の「当該勧誘を助長する」ことに該当するのか。

青 木 愛君 (生活)

- ・森国務大臣は9月にフランスを訪問し、現地で消費者行政について意見交換したということであるが、フランスのグループ訴訟制度の法案について、消費者団体や経済団体の反応等も含め、その概要を伺いたい。
- ・一段階目の支配性要件（第3条第4項）の規定は抽象的で分かりにくいいため、当該要件を明確化しておく必要があると考えるが、いかがか。
- ・本案では請求の対象外とされている、いわゆる拡大損害等について、今後、請求の対象とする検討を行う考えはあるのか。

穀 田 恵 二君 (共産)

- ・訴訟を起こした時点で相手方の資産がなくなっていれば救済が不可能になってしまうことに鑑み、行政手段による対応策が必要と考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・不当表示の事案については制度的救済よりも課徴金で対処することの有効性、また、この課徴金を利用して特定適格消費者団体を支援するための基金を創設するという提案について、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・製品トラブルの場合は小売店よりもメーカーの方が詳しい情報を有していることに鑑み、被告適格を拡大することの必要性、また、制度の周知に当たっては、本制度による訴訟の過程においてメーカーの補助参加が可能であること等を丁寧に説明する必要性について、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・二段階目の手続における通知・公告の費用を特定適格消費者団体が負担できなければ、制度自体が機能しなくなるおそれがあることから、事業者側からも通知・公告をしてもらえるよう、ガイドラインで具体化すべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・施行前事案についての不適用に関し、施行前の「やり逃げ」事案を生むおそれ、国民生活センターによるADR体制の充実の必要性について、消費者庁の見解を伺いたい。
- ・一段階目の手続においても特定適格消費者団体が一定数以上の消費者からの授權を要することとする修正の提案は、本制度の趣旨と相容れないものとするが、森国務大臣の見解を伺いたい。